

提 言 書
(補助金見直しの指針と新制度の提案)

平成 16 年 12 月 9 日

昭島市補助金等適正化委員会

はじめに

今、地方財政は、日本経済の長期低迷を受けて極めて厳しい状況に置かれています。加えて、小泉内閣が進めている「三位一体の改革」の動向によっては、さらに厳しい現実が控えているといえます。こうした厳しい現状にあっても、自治体は、限られた財源の重点、かつ効率的な配分を行い、市民需要に応える責務を負っています。

さて、平成 16 年度において昭島市が交付している補助金は 135 件、その総額は 9 億 5,300 万円、財源内訳では、国・都の支出金を除いた 7 億 1,400 万円余りが市の一般財源となっています。この額が多い、少ないは別にしても、補助金については特定の団体に、しかも長期にわたって交付しているのではないかなど、これまでも様々な観点から指摘され、各自治体はその見直しや改革に取り組んでいます。

昭島市においても平成 14 年 4 月に策定された「第二次中期行財政運営計画」の中で、「補助金の見直し」は、優先・重点項目に位置付けられ、取組みの第一歩として設置された「補助金等検討委員会」は、補助金をゼロベースから見直すことと、第三者機関としての審査機関の設置、公募制の補助金制度導入などを提言しました。

次のステップとして設置された本適正化委員会は、審査目的の第三者機関としての役割と同時に、市長からは、審査の前提である補助金の適正化に向けた検討も指示されました。

このため本委員会は、市民に十分な理解が得られる補助金制度はどうあるべきか、補助金を受ける団体や活動などの自主性を保つにはどうすればよいか、公平・公正の観点から特定の個人・団体に特権的な利益を与えていないか、の三点を中心に、現行の補助金制度の見直しや今後の補助金のあり方について検討、検証を行ってきたところです。この結果、実質 10 回という限られた時間ではありましたが、ここに一定の結論を得たことから報告するものです。

なお、申し上げるまでもなく、本委員会の目的は、限られた財源を有効に使い、整理すべきものは整理する一方、新たな時代に対応した活動や事業には交付するなど、透明で公平な補助金制度を構築することが目的であり、単に補助金を削減することではありません。

最後に、本提言書が今後の昭島市における行財政運営、なかんずく補助金制度の適正化につながることを願って、結びとします。

補助金等適正化委員会 提言書

第1部 現行補助金制度の現状（その問題点と課題）・・・・・・・・・・・・・1

（1）現行補助金の問題点

長期間継続している補助金、 団体への人件費補助、
懇親会経費などへの補助、 高い補助率の補助金

（2）現行補助制度が抱える課題

補助金交付を統括する基本方針が明確になっていない
評価や検証、見直しをするシステムがない 公平性の視点に欠ける
透明性が確保されていない 団体の自主性・独立性が阻害されている
新規参入が難しい

第2部 補助金適正化に向けて（見直しの指針と新制度の提案）・・・・・・・・・・・・・4

1 補助金見直しの指針

見直し指針1 補助金交付の統括方針の確立を

補助金交付規則の改正 既存補助金の評価基準の制定
新設補助金の適否基準の制定

見直し指針2 審査機関の設置を

見直し指針3 公募型市民活動支援補助制度の創設を

2 補助金交付に関する新制度の提案・・・・・・・・・・・・・6

（1）統括的な基準に基づく補助金交付制度

補助金交付規則の改正 既存補助金の評価・見直し基準の制定
新設補助金の適否基準の制定

（2）審査機関の設置

既存補助金は3年ごとに審査 新たな補助金は創設時に審査

（3）公募型市民活動支援補助制度の創設

別紙1	補助金交付新制度の仕組みと流れ・・・・・・・・・・・・・	10
別紙2	補助金等の予算の執行に関する規則改正案・・・・・・・・・・・・・	11
別紙3	既存補助金評価・見直し基準案・・・・・・・・・・・・・	13
	（既存補助金評価・見直し票）	
別紙4	新設補助金適否基準案・・・・・・・・・・・・・	16
	（新設補助金交付申請評価票案）	

参考	昭島市補助金等適正化委員会 要綱・・・・・・・・・・・・・	19
	昭島市補助金等適正化委員会 委員・・・・・・・・・・・・・	20
	昭島市補助金等適正化委員会 検討経過・・・・・・・・・・・・・	20

第1部 現行の補助金制度の現状 (その問題点と課題)

昭島市の補助金の現状と問題点については、すでに補助金等検討委員会提言書(平成15年2月20日「昭島市補助金及び受益者負担のあり方について」。以下、「検討委員会提言書」とします。)において浮き彫りにされています。

本適正化委員会は、検討委員会提言書や、現行の補助金の実態などから、補助金の問題点について次のとおり整理しました。

(1) 現行補助金の問題点

補助金については、一度交付され、制度化されると見直しの機能が働かず、前年踏襲的に交付されていく傾向にあります。特に、団体の活動・運営に対する補助金にその傾向が強く見られます。以下に、その問題点を指摘します。

長期間継続している補助金

補助金は、一度交付されると毎年、同じ団体に交付されることが多く、特定の団体の既得権として固定される傾向にあります。このため、補助金創設当初の目的がなくなっているものや効果が薄くなっているものもあることが推測されます。中には、補助金を消化するために無理に事業を行うといった事態も想定されます。

一方、補助金が特定の団体に継続されて交付されることは公平性において、さらに、団体の活動がマンネリ化するなど団体の自主性を損なう一因ともなります。なお、長期継続団体には、補助金の申請・受領などの事務手続きを補助金の申請先である、市に任せきりという実態も見受けられるので、付記しておきます。

団体への人件費補助

本市では、社会福祉協議会、商工会などのいわゆる外郭団体に対する補助金は、事業費補助というよりは、団体の運営費に対する補助が中心となっています。このため、人件費割合が高くなっています。これは、団体の設立経過や性格からやむを得ない部分がありますが、あまりに高い人件費補助率は、団体の独立性、自主性を損なうばかりでなく、団体自らの効率的・効果的な運営を阻害する点も指摘できます。

懇親会経費などへの補助

団体への補助金の中には、研修を名目にした懇親会などへの支出とも思われる補助金が見受けられます。これらについては、今日の市民感覚に基づく公益性の観点からも、より適切さが求められるのは当然です。

高い補助率の補助金

団体の活動は、本来、会員からの会費をはじめとする自主財源で運営されるべきです。しかしながら、団体の自主財源に比べて、交付を受ける補助金の割

合が相当高くなっている団体が現実にはあります。こうした、補助金の構成割合が高いものについては、これも団体の自主性を損ねることになります。会費の額、あるいは事業の性格などを見極めた適切な補助率が求められます。

(2) 現行補助制度が抱える課題

上記「現行補助金の問題点」で、特に団体に対する補助について、特定の団体への既得権となる、団体の自主性を損ねる、団体自らの効率的・効果的な運営が求められる、第三者が評価、検証する体制がない、市民感覚に基づく公益性に疑問がある、効果が小さい(内輪にしか及ばない)、市に任せきりとなる、などの問題点を指摘しましたが、これらの問題点は団体への補助だけに見られるものではなく、現行の補助金交付全体に指摘できる傾向です。

こうした背景には、補助金交付に関わる制度上の課題があります。以下に課題を指摘します。

補助金交付を統括する基本方針が明確になっていない

昭島市の補助金交付は、予算査定段階で適否の判断がなされています。また、その後の交付事務は「補助金等の予算の執行に関する規則」に基づいて行われています。

しかし、実際に本委員会で既存補助金のすべてを検証したところ、ある特定の分野では、類似した複数の補助金が安易に交付されていたり、また一部には公益性に疑問符の付く補助金の存在などの問題点が見受けられます。これは、昭島市の行政内部に補助金交付にあたっての統一的な基準がなかったり、明確になっていないため、その時々の方考え方で補助金が交付されたためと思われる。

評価や検証、見直しをするシステムがない

一度、交付された補助金の多くは、前年踏襲となり、惰性的に交付されるケースが見受けられます。これは、補助金の目的及び、その費用対効果、効率性・有効性を検証する有効な評価システムが現状ではないためです。

市が導入している行政評価(事務事業評価)制度により、一定の評価は可能ですが、別次元の事業と同じ尺度による評価であり、補助金独自の評価、見直しのシステムとしては万全とはいえません。

また、外郭団体に対する補助金にあっては、補助金を交付する以上、補助の効果や団体の自主努力についても一定の検証を行うほか、団体の自立力についても評価する必要があると考えます。

公平性の視点に欠ける

補助金が特定の団体に長期に継続して交付される事態は、市民の目からすると、やはりそこには疑問が生じてくるのは当然です。まして、既得権となり固定化してしまうと、公平性の観点からも問題と言わざるを得ません。

透明性が確保されていない

今日、行政はあらゆる場面で透明性が求められています。従って、昭島市が補助金を交付する手続きはもちろん、交付を受ける補助団体に関しても、透明性の確保は重要な課題です。

手続き面では、交付目的、交付基準、根拠規定、効果、事業内容、補助金の使途（補助対象経費）などが常に第三者（市民）に対し、公開されなければならないと考えます。

団体に関しては、補助金の使途はもちろん、会員の状況、会費の状況、事業活動などは、第三者に対しても公開性を持つことが求められます。

団体の自主性・独立性が阻害されている

団体収入が会費ではなく、ほとんどが昭島市からの補助金であるとか、長期にわたる補助金による団体活動のマンネリ化、さらには補助金消化のための活動といった現象は、本来の団体の設立意義や存立意義を失いかねません。補助率の歯止めや補助事業の厳選などの見直しを行う必要性があるといえます。

新規参入が難しい

厳しい財政状況においては、既存の補助金が特定団体の既得権となり固定化してしまうと、新たな時代のニーズや政策的課題から必要となる補助金が創設（交付）出来ない状態を招きます。

今日、地方分権の進展とともに、まちづくりや文化・芸術など、単なる趣味の範疇に止まらない、公益的な活動を行う市民団体の活動が活発化しています。また、行政も、市民との協働を進めるという観点から、こうした市民活動に期待をしている部分があります。こうした市民活動には、やはり一定の活動（財政面、人材面）基盤が必要ですが、多くの場合、基盤の弱い団体が多い状況にあります。このため、行政としても市民活動の育成に寄与する財政支援策としての新たな補助制度を創設し、新規参入を促す必要があると考えます。

第2部 補助金適正化に向けて (見直しの指針と新制度の提案)

1 補助金見直しの指針

昭島市が交付している現行の補助金については、これまで述べたように幾つかの課題があります。

ここでは、こうした課題の解消に向けた補助金見直しの指針を提示します。

見直し指針1 補助金交付の統括方針の確立を

補助金交付規則の改正

地方自治体が補助金を交付する根拠は、地方自治法にあります。その第232条の2には、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる」としています。つまり、自治体の補助金交付において、もっとも留意すべきことは、公益性の確保にあります。

一方、現行の昭島市「補助金等の予算の執行に関する規則」は、補助金が税金などの貴重な財源でまかなわれていること、また、補助金が公正かつ効率的に使用されることを予算執行職員の責務で規定しています。しかし、これらは現行の補助金の問題点などの存在から、自治法が求める補助金の公益性の担保には、やや不十分な部分があると判断します。

本委員会は、現行規則に補助金交付の根拠として各々要綱制定を義務付けることを新たに規定するため、規則の改正を提言します。

既存補助金の評価・見直し基準の制定

補助金は、公益性や公平性などを踏まえ、時代のニーズに対応し、適正かつ効率的に交付する必要があります。しかし、現行の補助金制度では、これまでに指摘したとおり、補助金の目的、その費用対効果、及び効率性・有効性を検証する有効な評価システムがないため、一度、交付された補助金の多くは、前年踏襲となり、惰性的に交付されるケースが見受けられます。市が既に導入している事務事業評価とは別に、補助金独自の評価・検証システムを確立し、事前、事後の評価が可能となるシステムを構築する必要があります。

このため、本委員会は、補助事業の内容及び既存の被補助団体を客観的に評価し、補助の公平性、公益性、透明性を見極め、より実効性のある補助制度を確立するため、「既存補助金評価・見直し基準」の制定を提言します。

新設補助金の適否基準の制定

これまでの補助金制度にあっては、新たな補助金は、行政内部での検討により、その創設や交付先を決定しています。しかし、あらゆる場面で透明性が求められる今日、補助金創設にあたっては透明性、公開性が必要と考えます。このため、「新設補助金の適否基準」を制定し、補助金交付の適否を判断すべきと考えます。

見直し指針 2 審査機関の設置を

見直し指針 1 で、昭島市における補助金交付に関する統括的な基準を提言しました。これによりある程度の公平性や透明性、公開制は確保できるはずですが、しかし、今後、昭島市の新たな補助金制度が、既得権や前例にとらわれない客観性と公平性及び公開制が更に確保できるよう、第三者機関である「審査機関の設置」を提言します。

審査機関は、既存補助金の客観的な評価とそれに基づく見直し案を市長に報告する役目を担います。また、新たな補助金の創設にあたっては、一定の基準により審査を行い、その適否を市長に進言する役目も担います。なお、本適正化委員会がその任にあたるのが効率的と考えます。

見直し指針 3 公募型市民活動支援補助制度の創設を

補助金は、公益上、有益な活動を行う団体の育成や支援を行うとともに、市のまちづくりや福祉向上等に役立てることが本来の交付目的です。しかし、補助が制度化されると、特定団体の既得権化となることが多く、自助努力を喪失する団体や事業が縮小する団体、また、補助金に過度に依存していると見られる団体など、本来の目的から外れている現状も出てきやすいことから改善を行う必要があります。一方、新たに補助金交付の趣旨に該当する団体については、公正・公平の立場で判断し、必要に応じて補助を行う必要があります。

こうした中、市民との協働によるまちづくり推進の観点から、新たな時代に相応しい補助制度の創設を積極的に進める必要があります。補助手法としては、公募型とし、広く市民団体等からの自由な発想に基づく公益事業を募り、公開の場での選定を行うことを提言します。こうした「公募型の市民活動支援補助制度」創設は、現行の補助金制度全体の活性化にも寄与すると考えます。

2 補助金交付に関する新制度の提案

前述の3つの補助金見直しの指針に基づき、ここに具体的な仕組み、手続き、書式等に踏み込んで、新たな補助金交付制度について提案します。

新たな補助金交付制度は、次の3つの柱から構築されます。

(1) 統括的な基準に基づく補助金交付制度

ア 補助金交付規則の改正 イ 既存補助金の評価・見直し基準の制定

ウ 新設補助金の適否基準の制定

(2) 審査機関の設置

ア 既存補助金は3年ごとに審査を受ける

イ 新たな補助金創設は審査を受ける

(3) 公募型市民活動支援補助制度の創設

この3点を柱とする新制度の仕組みと流れは、「別紙1 補助金交付新制度の仕組みと流れ」に示しました。

(1) 統括的な基準に基づく補助金交付制度

従来昭島市の補助金交付にあたっては、統一的な基準がない、あるいは明確になっていないことから課題がありました。

そこで、見直し指針1により、(ア)補助金交付規則の改正、(イ)既存補助金の評価基準、(ウ)補助金を新設する場合の適否基準の3つの統括的な基準制定を提言します。

補助金交付規則の改正

規則改正の趣旨は、補助金制度の透明性と公平性の向上にあります。この観点から、補助金は要綱等を根拠として交付することを新たに規定します。また、規則に規定されている補助要望書、実績報告書などの諸様式についても改正を提言します。

(別紙2「補助金等の予算の執行に関する規則」改正案)

既存補助金の評価基準の制定

既存補助金の評価と見直しに関する基準制定のねらいは、個々の補助制度創設時点と時間が経過した今日時点における社会・経済状況の変化を受けて、当初の補助目的は薄れていないか、あるいは、被補助団体の変化などから継続して補助金を交付することの是非を判断することにあります。

「公益性・社会ニーズ」、「費用対効果」、「実現・目的達成可能度」、「団体(対象事業)運営の適正度」、「団体(対象事業)の会計処理」について採点を行い、合計点で判断することとします。

(別紙3「既存補助金評価基準案」)

新設補助金の適否基準の制定

見直し指針1により、新たな補助制度を新設の際、その新設の適否を判断する基準を提言します。この基準の趣旨も、補助金交付に求められる公益性、公平性、透明性の確保にあります。

基準は、大きく二つの要素から構成されます。一つは、補助対象事業や補助の目的が自治体の補助事業として適切か、どうかを判断する基準です。二つ目は、補助を受ける団体（被補助団体）は交付対象としてふさわしいか、どうかを判断する基準です。

基準では、「効果性」と「適格性」の面から総合的な判断を行い、補助制度新設の適否を判断することとします。また、「補助対象経費」と「被補助団体の要件」も合わせて示しました。

なお、後述する公募型の市民活動支援補助事業については、「実現性」「波及効果」「創造性・先駆性」「昭島らしさ」の4項目について採点を行うこととします。

（別紙4「新設補助金適否基準案」）

(2) 審査機関の設置

見直し指針2のとおり、新たな補助金交付制度において、公平かつ適切な補助金交付のために、行政とは一線を画した第三者機関である審査機関を設置することとします。

審査機関は、既存補助金の評価と見直し、新設補助制度創設の適否を判断し、市長に報告する役割を持ちます。審査の手法は、書類審査に止まらず、ヒヤリングあるいは公開プレゼンテーションも取り入れることとします。

既存補助金は、3年ごとに審査

既存の補助金は、ゼロベースから見直すことを基本とします。

具体的には、(ア)(イ)(ウ)のとおり、全ての既存補助金を性格分類し、必要なものについては審査を行うというものです。

(ア) 既存補助金のすべてを下記のとおりに性格により5分類します。

【既存補助金の性格分類】

- (1) 負担的補助金（市が行政責任の一端として、経費の一部を負担するもの）
- (2) 委託的補助金（市が委託する事務事業の代償として支出するもの）
- (3) 経済支援的補助金（負担軽減、格差軽減、運営支援など経済給付的なもの）
- (4) 奨励的補助金（市の施策及び団体活動等を奨励するもの）
- (5) その他

* この分類案は固定的なものではなく、今後の精査の段階で変更することも検討されたい。

- (イ)「奨励的補助金」と分類された補助金を中心に、別紙3「昭島市補助金評価・見直し基準」に照らして評価を行い、見直しを行います。
- (ウ)この評価は、3年ごとに行うこととします。

*【適用除外】

次の補助金については、この基準を適用しない。ただし、補助額の見直しについては、この限りではない。

- (a)市長が別に定める極めて公共的な事業に係る補助金
- (b)市長が別に定める行政サービスの格差是正事業に係る補助金
- (c)国・都などの補助があり、市の補助が義務付けられているなど、市の裁量がほとんど及ばない補助金

新たな補助金は創設時に審査

新たに補助金交付事業を実施する場合は、別紙4「新設補助金適否基準」により審査を受けることを義務付けることとします。

これは、いうまでもなく、補助金創設にあたっての透明性、公平性の確保を目的としています。

(3) 公募型市民活動補助制度の創設

見直し指針3にあるとおり、今日、時代の変化に伴う市民ニーズの多様化が進む中、地域における市民活動への助成要望が増えつつあります。こうした市民団体やボランティア団体への助成は、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するうえで、極めて今日的な課題です。

市民活動に対する支援の方法は様々な態様が考えられますが、本委員会は、財政支援として、公募型の補助金である「(仮称)市民活動支援補助事業」を提言します。ただし、パートナーとしてお互いの信頼関係を保つうえでも活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲での支援に留める必要があります。

新たな補助金として提言する公募型の補助金「市民活動支援補助制度」の骨子(案)を下記に示しました。今後、この補助制度の実施にあたっては、交付の目的、審査方法などについて、別途要綱を制定し、制度化する必要があります。

また、この公募型補助金交付にあたっては、先に提言した「別紙4 新設補助金適否基準」に、「実現性」「波及効果」「創造性・先駆性」「昭島らしさ」の4点を審査・判断基準に加えて、ヒヤリングあるいは公開プレゼンテーションによる審査を提唱します。

公募型市民活動支援補助制度の骨子(案)

補助対象 = 市民団体等による公益的なまちづくり活動、文化活動。
(NPO、ボランティアなどの市民団体)

補助対象経費

講師等への謝金 事業実施に必要なアルバイト等の経費 旅費(宿泊を除く) 通信費、消耗品費 会場借上げ費 会議費(飲食費・懇親会経費は除く) 図書・文献購入費 印刷製本費 写真・複写費 その他

補助額(限度額)

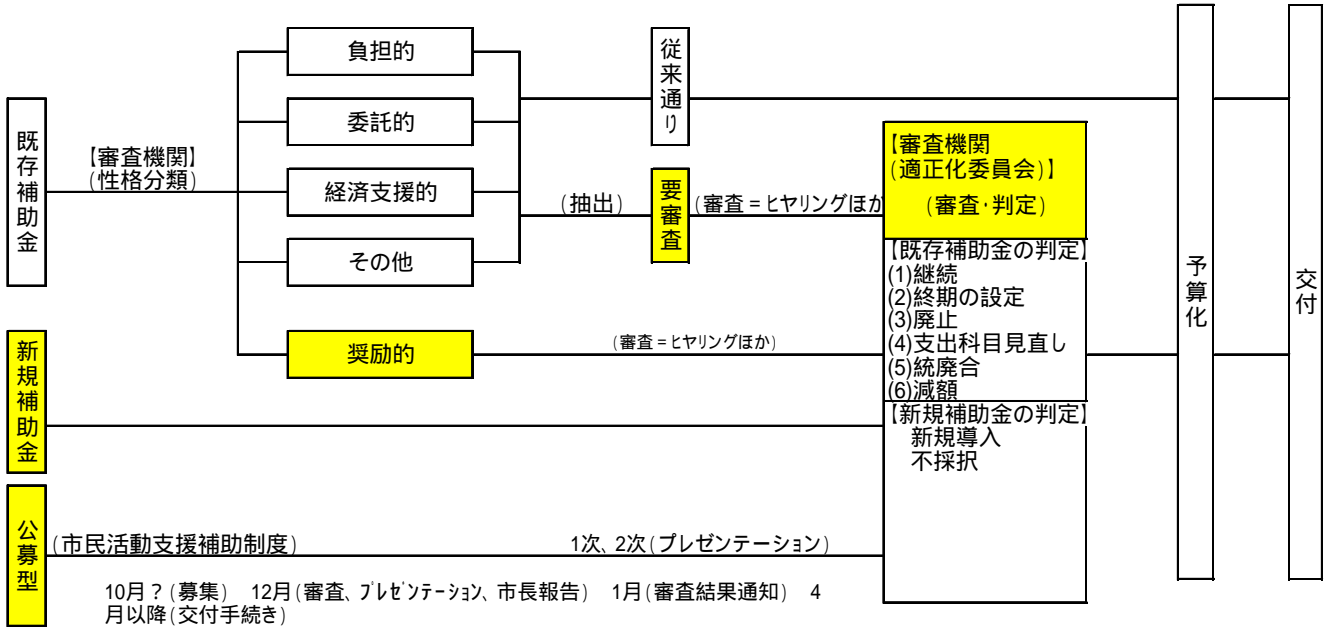
上記に例示した事業の実施に直接必要な経費の2分の1以内で、交付額は1件当たり10万円～30万円とする。

導入時期 17年度(18年度予算化)

審査方法

審査機関による一次審査(書類審査)、二次審査(公開プレゼンテーションなど)

補助金交付「新制度」の仕組みと流れ



別紙2 「補助金等の予算の執行に関する規則」改正案

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等にかかわる予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金(市長が指定するものを除く。)をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

(予算執行職員の責務)

第3条 補助金等にかかわる予算の執行にあたる職員は、補助金等が、税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(他の規定との関係)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の交付要望)

第5条 補助金等の交付を要望しようとする者(以下「要望者」という。)は、第1号様式による補助金等交付要望書に市長が必要と認める書類を添え市長に提出しなければならない。

(内示通知等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の要望があつたときは、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等について、当該要望にかかわる書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行なうものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金等を交付すべきものと認めたときは、当該補助金等の予算措置を行ない当該予算の議決後、第2号様式によりすみやかにその旨を要望者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 要望者は、前条第2項の規定による内示通知を受けたときは、当該通知に基づき第3号様式による補助金等交付申請書に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出するものとする。

(交付の決定及び指令)

第8条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請を受けたときは、第6条第1項の規定に準じ、当該申請にかかわる書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行なうものとする。

2 前条の規定による審査等の結果、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をし、第4号様式により申請者にその旨を指令するものとする。

(補助条件等)

第9条 指令には、補助対象事業及び補助基本額を項目別に指示するものとし、通例次の条件を付するものとする。

(1) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部または全部を返還すること。

(2) 補助金等については、時宜により分割して交付を受けること。

(3) 市長若しくはその委任を受けた者または監査委員の監査に応ずべきこと。

(4) 事業に対する条件その他必要なこと。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及び指令に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行なわなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(補助事業者等の協力義務)

第11条 補助金等にかかわる予算の執行の適正を図るため、市長が必要があると認めるときは、補助事業者等は、補助事業等にかかわる帳簿その他の資料を提示し、またはその内容を報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、2箇月以内に第3号様式による実績報告書に事業報告書及び決算または収支清算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、実績書等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告にかかわる補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

(指令の取消等)

第13条 前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、市長は、当該指令を取り消し、変更し、またはこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により指令を取り消し、または変更したときは、市長は、すみやかにその旨を補助事業者等に指令するものとする。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しにかかわる部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(要綱)

第15条 この規則に定めるもののほか、市長が必要と認める場合は、補助金等の交付対象、交付金額、委任等に関する事項について、別に要綱を定める。

改正案

(要綱の制定)

第15条 補助金の交付に当たっては、市長は次に掲げる事項を規定した要綱を定めなければならない。

- (1) 交付の目的
- (2) 交付による効果
- (3) 交付の対象事業、対象経費、対象者
- (4) 交付の額又は率及びその算定方法
- (5) その他必要と認める事項

(標準様式)

第16条 この規則に定める様式は、標準様式とし、市長が必要と認める場合は、この規則の様式に準じて、別に様式を定めることができる。この規則に定めのない様式についても、同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別紙3 既存補助金評価・見直し基準(案)

(1) 評価基準

1 公益性・社会ニーズ

(実施している補助事業は公益上必要であり、今日の市民ニーズや社会的背景に適合しているか)

公益性や社会的ニーズがかなり高い = 3点

公益性や社会的ニーズがある = 2点

公益性や社会的ニーズがあまりない = 1点

公益性や社会的ニーズがまったくない = 0点

2 費用対効果

(補助事業は、市民福祉の向上の観点から、費用対効果が高いか、どうか)

費用対効果は相当に高い = 3点

費用対効果はそれほど高くない = 2点

費用対効果は低い = 1点

費用対効果はまったくない = 0点

3 実現・目的達成可能性

(申請団体の目的や熱意、工夫、計画性、活動内容のレベルはどうか)

補助しないと団体運営や事業目的の達成が見込めない = 3点

補助しないと団体運営や事業目的の達成が困難である = 2点

補助しなくても団体運営や事業目的の達成は何とか可能である = 1点

補助しなくても団体運営や事業目的の達成に支障はない = 0点

4 団体(対象事業)運営の適正度

(団体運営や対象事業の運営は、役員名簿、活動記録などがきちんと作成されるなど透明性の確保や情報公開にどの程度配慮しているか、また、会費徴収や効率的な運営などの自主努力をどの程度行っているか。)

団体(事業)運営、自主努力とも極めて適切・十分である = 3点

団体(事業)運営、自主努力とも適切・十分である = 2点

団体(事業)運営、自主努力の一方が不適切・不十分である = 1点

団体(事業)運営、自主努力とも不適切・不十分である = 0点

5 団体(対象事業)の会計処理

(団体あるいは対象事業の実績報告書が作成・提出され、補助金の使途及び剰余金が適切に処理されているかどうか)

第三者の会計監査を受けており会計処理も極めて適切である = 3点

会計監査が行われており会計処理も適切である = 2点

会計監査、会計処理の一方が適切さを欠く = 1点

会計監査、会計処理とも適切さを欠く = 0点

(2) 見直し基準

(1) 継続するもの

法令等により補助することが義務付けされている事業

評価基準で総合点が10点以上の事業及び被補助団体

* 継続と判定された事業(被補助団体)にあっても、3年後には改めて評価を行います。

(2) 終期の設定(3年以内)

評価基準の総合点が9~6点の事業(補助団体)

(3) 廃止するもの

評価基準で総合点が5点以下の事業
目的が達成された事業

(4) 支出科目の見直しをするもの

補助金になじまない事業

(5) 補助金の統廃合を検討するもの

同一団体一事業を原則とし、複数の補助金を受けている場合は、統合を検討すること。

類似団体への補助金は統合できないか、検討すること。

上部団体への一括補助は、事業内容が見えづらいので分離も検討すること。

(6) 補助金の減額を検討するもの

不必要な繰越金は返還させるべきであるが、それでも繰越金の額が補助額を超えた場合は、一時、補助額の減額を検討すること。

平成 年度
既存補助金評価票 (案)

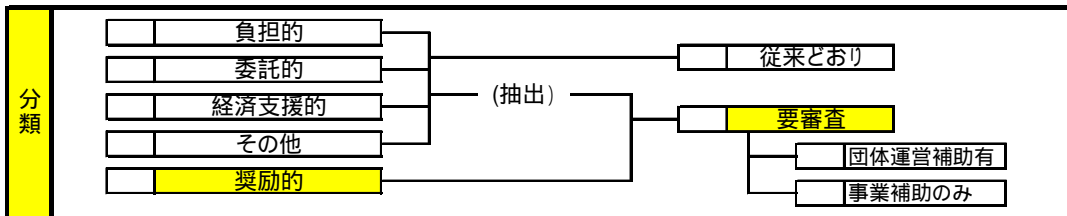
補助金名	(その)	
()	主管課	部 課

(A欄) 補助制度の概要	
補助対象経費	
根拠	条例・規則・要綱・無
他補助	国・都・その他()・無

(C欄) 決算の概要に関する事項	
事業報告書	有(15年度)・無
添付資料	有・無
繰越金	円

(B欄) 補助対象事業に関する事項	
事業名	
目的・概要	
実施期間	
実施場所	
自主財源	
交付額	円
交付開始年	昭・平 年度
特記事項	

(D欄) 補助対象者に関する事項	
団体名	
会員数	人
市民会員	人(%)
設立	年 月 日 長期 否
規約	有・無
法人格	有()・無
会費	有(円)・無
決算書	有・無 (繰越金 円)
会計監査	有(内部・外部)・無



要審査補助金の評価	1 団体や対象事業の公益性・社会的ニーズは？	
	公益性や社会的ニーズがかなり高い	3
	公益性や社会的ニーズがある	2
	公益性や社会的ニーズはあまりない	1
	公益性や社会的ニーズは全くない	0
	3 団体運営・事業目的の達成可能性は？	
	補助しないと団体運営や事業目的の達成が見込めない	3
	補助しないと団体運営や事業目的の達成が困難である	2
	補助しなくても団体運営や事業目的の達成は何とか可能である	1
	補助しなくても団体運営や事業目的の達成に支障はない	0
	5 団体運営・対象事業の監査・会計処理は？	
	第三者の会計監査を受けており会計処理も極めて適切である	3
	会計監査が行われており会計処理も適切である	2
	会計監査、会計処理の一方が適切さを欠く	1
	会計監査、会計処理とも適切さを欠く	0

2 費用対効果は？													
費用対効果は相当に高い	3												
費用対効果はそれほど高くない	2												
費用対効果は低い	1												
費用対効果は全くない	0												
4 団体(事業)運営、自主努力は適切・十分か？													
団体(事業)運営、自主努力とも極めて適切・十分である	3												
団体(事業)運営、自主努力とも適切・十分である	2												
団体(事業)運営、自主努力の一方が不適切・不十分である	1												
団体(事業)運営、自主努力とも不適切・不十分である	0												
<table border="1"> <tr> <td>1 公益性・社会的ニーズ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 費用対効果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 団体運営・事業目的の達成可能性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 団体(事業)運営、自主努力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 団体運営・対象事業の監査・会計処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> </table>		1 公益性・社会的ニーズ		2 費用対効果		3 団体運営・事業目的の達成可能性		4 団体(事業)運営、自主努力		5 団体運営・対象事業の監査・会計処理		合計	
1 公益性・社会的ニーズ													
2 費用対効果													
3 団体運営・事業目的の達成可能性													
4 団体(事業)運営、自主努力													
5 団体運営・対象事業の監査・会計処理													
合計													

平成 16 年度 補助金等適正化委員会評価

委員会判定	判定	備考
	(1)継続	
	(2)終期の設定	
	(3)廃止	
	(4)科目見直し	
	(5)統廃合	

(備考)	判定	備考
	(6)減額	
	(7)その他	

別紙 4 **新設補助金適否基準（案）**

1 効果性（補助事業の適否＝総合的に判断）

- (1) **公益的妥当性** 補助金の支出が昭島市総合基本計画の政策体系に位置付けられるなど、客観的に見て公益的な妥当性があること（以下の4つは例示）。
 - 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業。
 - 社会福祉の増進に著しく貢献する事業、又は、文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業。
 - 市の施策として推進する事業を団体、個人に対して推奨しようとするもの。
 - 市が積極的に普及、支援することで、地域の産業振興や雇用促進に寄与すると認められる事業。
- (2) **社会的ニーズ** 事業活動の目的、視点、内容が今日の社会経済状況に合い、かつ広く市民の共感を得られること。
- (3) **市民サービス向上への有効性** 市民の福祉向上や市民サービスの向上に効果が認められること。
- (4) **役割分担の妥当性** 行政と市民との役割分担の中で、真に昭島市が補助すべき事業・活動と適切な規模であること。
- (5) **費用対効果** 補助効果が目に見えて現れる具体的な事業であること。
- (6) **類似事業の排除** 既に実施している補助事業と類似しないこと。
- (7) **補助額の妥当性** 事業内容や団体の自主性確保の観点から、適正な補助額であること（補助金の額・率が適正であること。個人を対象とするものにあつては、所得要件等に配慮がなされていること）。

***以下は、公募型の市民活動育成・支援補助制度に適用＝採点**

- (8) **実現性** （事業計画には実現に向けた計画性があり、団体にも実現する熱意や工夫があること）
 - 助成することにより事業計画が実現する可能性が高い＝3点
 - 助成することにより事業計画が実現する可能性がある＝2点
 - 助成しても事業計画が実現する可能性はあまりない＝1点
 - 助成しても事業計画の実現性はまったくない＝0点
- (9) **波及効果** （提案された事業内容は、市の施策や地域づくりに波及効果をもたらすものであること）
 - 相当の波及効果が期待できる＝3点
 - 波及効果が期待できる＝2点
 - 波及効果はあまりない＝1点
 - 波及効果はまったく期待できない＝0点
- (10) **創造性・先駆性** （提案された事業活動の目的、内容、手法などが昭島市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた新たな時代変化に対応し、創造性に富み、かつ先駆性を有していること）
 - 全体的に創造性・先駆性が十分見受けられる＝3点
 - 全体的に創造性・先駆性が見受けられる＝2点
 - 一部に創造性・先駆性が見受けられる＝1点
 - 創造性・先駆性は見受けられない＝0点
- (11) **昭島らしさ** （提案された事業や活動が、水と緑など昭島の地域特性に着目し、独自の歴史・風土に根ざしたものであること）
 - 全体的に昭島らしさが十分見受けられる＝3点

全体的に昭島らしさが見受けられる = 2点
一部に昭島らしさが見受けられる = 1点
特に昭島らしさは見受けられない = 0点

2 適格性（補助事業、被補助団体に適用）

- (1) **合法性** 補助金支出の根拠、手続きが明確で、法令等に抵触しないこと。また、その決定等が地方自治法の本旨に則していること。
- (2) **公平性** 補助の効果が広く市民に及ぶものであって、特定の団体や個人に対して特権的な利益を与えないこと。
- (3) **目的と活動の一致** 団体の事業活動及び内容が、団体の目的と一致していること。

3 補助対象経費

- (1) 講師等への謝金
- (2) 事業実施に必要な臨時的な人件費
- (3) 旅費（宿泊を除く）・通信費
- (4) 会場借上げ費
- (5) 図書・文献購入費、印刷製本費、写真・複写費
- (6) その他、審査の過程で必要と認める経費

*原則として、次の経費は補助対象外とします。

団体運営費（会議費や事務費、施設管理費など）、 団体に雇用する職員の人件費、
慰労的な研修経費、 他団体へ行う迂回助成部分。

4 被補助団体の要件

- (1) 会員の過半数が在住の市民（定住外国人を含む）であって、かつ代表者が

市内居住者であること。

- (2) 活動拠点及び主要な活動場所が市内であること。
- (3) 概ね10人以上で組織されており、役員構成が明らかである団体等。
- (4) 団体の存立・運営を定めた規約等が適正な手続きで定められている団体等。
- (5) 特定の政治、宗教、思想及び営利に偏しない団体等。
- (6) 活動実績が6ヶ月以上あること。

5 終期・見直し時期の設定

補助金の同一団体等への交付は、すべて3年をもって見直しをすることとします。ただし、国・都等の補助がある補助金については、その補助機関の終了時点で見直しを行います。

新規補助金交付申請評価票（案）

	年度 新規	
一般・公募	部	課

(A欄)申請者に関する事項			(B欄)申請事業に関する事項		
団体名			事業名		
チェック項目			備 考		
会員数	人		目的・概要		
市民会員	人(%)		実施期間		
設 立	年 月 日	長期 否	実施場所		
規 約	有 無		財源内訳		
法人格	有() 無		要望額	円	
会 費	有(月・年 円) 無		(特記事項)		
決算書	有・無 (添付資料 有・無)				
繰越金	円				
会計監査	有 (内部・外部) 無				

(C欄)活動実績に関する事項		(D欄)決算の概要に関する事項			
活動実績	年から(年間)	事業報告書	有・無	添付資料	有・無
他補助	国 都 その他()	繰越金	円		

効果性	(1)公益的妥当性	総合基本計画の政策体系に位置付けられるなど、客観的な公益性を有すること。	適	否
	(2)社会ニーズ	事業活動の目的、視点、内容が今日の社会経済状況に合い、かつ広く市民の共感を得られること。	適	否
	(3)市民サービス向上への有効性	市民の福祉向上や市民サービスの向上に効果が認められること。	適	否
	(4)役割分担の妥当性	行政と市民との役割分担の中で、真に昭島市が補助すべき事業・活動と、適切な規模であること。	適	否
	(5)費用対効果	補助効果が目に見えて現れる具体的な事業であること。	適	否
	(6)類似事業の排除	すでに実施している補助事業と類似しないこと。	適	否
	(7)補助額の妥当性	事業内容や団体の自主性確保の観点から、適正な補助額(補助率)であること。(個人の場合は所得要件に配慮していること)	適	否
	総合評価	適 ・ 否 ()		

適格性	(1)合法性	補助金支出の根拠、手続きが明確で、法令等に抵触しないこと。その決定等が地方自治の本旨に則していること。	適	否
	(2)公平性	補助の効果が広く市民に及ぶもので、特定の団体や個人に対して特権的な利益を与えないこと。	適	否
	(3)目的と活動の一致	団体の事業活動及び内容が、団体の目的と一致していること。	適	否
	総合評価	適 ・ 否 ()		

公募型補助金	実現性			波及効果			合計点 点
	実現する可能性が相当高い	3	相当の波及効果が期待できる	3			
	実現する可能性がある	2	波及効果が期待できる	2			
	実現する可能性はあまりない	1	波及効果はあまりない	1			
	実現する可能性はない	0	波及効果はまったく期待できない	0			
	創造性・先駆性			昭島らしさ			
	全体的に十分見受けられる	3	全体的に昭島らしさが十分見受けられる	3			
	全体的に見受けられる	2	全体的に昭島らしさが見受けられる	2			
	一部に見受けられる	1	一部に昭島らしさが見受けられる	1			
	見受けられない	0	特に昭島らしさは見受けられない	0			

評価	区 分	効果性	適格性	公募型点数	判 定
	一般補助金	適 ・ 否	適 ・ 否		適 ・ 否
	公募型補助金	適 ・ 否	適 ・ 否	点	適 (位) ・ 否

参考

昭島市補助金等適正化委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市が交付する補助金及び負担金(以下「補助金等」という。)の適正化を図るため、補助金等適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金等の交付制度に関すること。
- (2) 補助金等の交付基準に関すること。
- (3) 補助金等交付申請の評価に関すること。
- (4) その他、補助金等の適正化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 公募による市民 1人

3 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月11日から実施する。

参考**昭島市補助金等適正化委員会 委員**

区 分	氏 名	備 考
委員長	大和田 進	有識者
副委員長	座 間 康 臣	有識者
委員	池宮城 直美	市民公募
委員	小 島 輝 春	有識者
委員	山 田 諭 子	有識者

参考

会議	開 催 日	内 容
第 1 回	平成 15 年 12 月 19 日	委嘱 正副委員長選出 補助金等検討委員会提言書について 補助金の推移と傾向について 今後の進め方について
第 2 回	平成 16 年 2 月 6 日	補助金交付基準について 補助金交付申請関連書類について
第 3 回	平成 16 年 3 月 29 日	補助金の分類について
第 4 回	平成 16 年 4 月 27 日	補助金の分類について
第 5 回	平成 16 年 6 月 22 日	個別補助金の分類等の取りまとめについて 報告書の構成について
第 6 回	平成 16 年 7 月 20 日	個別補助金の分類等の取りまとめについて
第 7 回	平成 16 年 8 月 23 日	公募制の導入について 公募型補助金の創設について
第 8 回	平成 16 年 9 月 28 日	要審査補助金の抽出について 報告書（案）の検討について
第 9 回	平成 16 年 10 月 19 日	既存補助金評価基準の修正について 平成 16 年度補助金の評価について 報告書（案）の検討について
第 10 回	平成 16 年 11 月 17 日	総括審議
第 11 回	平成 16 年 12 月 9 日	提言並びに報告